

伊那中央行政組合公告式条例

昭和36年6月4日

条例第1号

改正 昭和41年3月10日 条例第6号
平成10年4月1日 条例第1号
平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(準用規定等)

第2条 公告式の諸事項は伊那市公告式条例(平成18年伊那市条例第4号)を準用する。この場合において、第2条第2項に箕輪町掲示場、南箕輪村掲示場を加え、「市長」とあるのは「組合長」、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月20日から適用する。

附 則(昭和41年3月10日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則(平成10年4月1日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第8号抄)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。